

# 「さがすたいる映画館」企画・運営等業務委託仕様書

## 1 業務名

「さがすたいる映画館」企画・運営等業務

## 2 目的

県では、お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など（日常生活の場において困りごとを抱えがちな人、以下「当事者」という。）、みんなが自然に支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広めている。

「さがすたいる」の更なる認知度の向上と理解促進を図るとともに、県民一人ひとりが多様性に気づき、つながり合える関係の構築、県民と当事者との相互理解のきっかけづくりとして、こどもからお年寄りまで聴覚や視覚・身体等に障がいのある方も一緒に楽しめる「さがすたいる映画館」を実施する。

## 3 業務項目

### (1) 佐賀会場での「さがすたいる映画館」の実施

<期間>令和6年(2024年)11月16日(土曜日)、17日(日曜日)

<会場>佐賀市内

<参加規模>100名程度

<内容>バリアフリー映画上映会の実施。午前1回、午後1回を2日間。

さがすたいるのPR動画の放映。(放映素材は県から支給)

※実施にあたっては、同日開催の「佐賀さいこうフェス vol.9」と連携すること。

(参考)「佐賀さいこうフェス vol.9」開催概要

<期間>令和6年(2024年)11月16日(土曜日)、17日(日曜日)

<会場>佐賀城公園(佐賀県立博物館・美術館、佐賀城本丸歴史館周辺)

<内容>特設ステージでの音楽ライブ、アートの展示・ワークショップ、障がい者福祉サービス事業所等によるマルシェ等

### (2) 地域会場での「さがすたいる映画館」の実施

<期間>令和6年(2024年)12月~令和7年(2025年)3月の1日間

<会場>佐賀県内(佐賀市以外)

<参加規模>30~40名程度

<内容>バリアフリー映画上映会の実施。午前1回、午後1回

さがすたいるのPR動画の放映。(放映素材は県から支給)

#### 4 委託業務内容

本業務では「さがすたいる」の認知拡大、理解促進を図るため、以下の事業を委託する。  
なお、業務にあたっては、必要に応じて、県及び有識者と協議の上決定することとし、本委託業務の範囲内で受託者が有識者に協力料を支払うこと。

##### (1) 佐賀会場での「さがすたいる映画館」の企画・運営に関する業務

こどもからお年寄りまで、聴覚や視覚、身体等に障がいがある方も楽しめる映画上映会を実施する。様々な県民が参加しやすい映画上映会とするため、以下のとおり実施・提案すること。

##### ア 映画館全体の企画・管理・運営業務

進行管理、受付・案内・人員整理・誘導・司会・ボランティア等の手配、進行シナリオ・スタッフ運用マニュアルの作成、映画上映に関する調整・準備・上映料の支払い、参加申込受付、その他の運営に必要な諸物品の作成及び調達等

##### イ 上映作品の選定

様々な方の来場を想定し、上映作品を選定すること。また、「音声ガイド(画面に映っている場所の情景や人物の動き、表情などの視覚情報の音声解説)」や「バリアフリー字幕(音楽や効果音、話者表記などの音声情報の文字解説)」等を実施し、視覚や聴覚に障害のある方も一緒に楽しめる工夫を行うこと。なお、選定にあたっては、県及び有識者と協議の上、決定すること。

##### ウ 広報

(ア) 開催にあたっては、より多くの県民に交流イベントの存在を知ってもらうとともに、積極的な参加を促すため、告知用のフライヤー(点訳・音訳版の案内を含む)を制作すること。

(イ) Web サイトや SNS などの活用、当事者団体への周知等を行い、情報発信・広報を行うこと。

(ウ) その他効果的な広報の実施について、予算の範囲内で提案すること。

※佐賀さいこうフェス vol.9 で制作される広報物への掲載も含む。

##### エ 開催会場の手配、事前準備

(ア) 会場の設営・撤去・原状回復(サイン等含む)・ごみ処理

(イ) 上映作品の鑑賞のしやすさ等に配慮して、上映スペース等を検討し、来場者、会場内の安全管理が適切にできる会場を確保すること。

(ウ) 会場内に車いす席、座敷席、医療的ケアスペース、救護・授乳スペース、託児スペースを確保するとともに、障がいのある人の特性に応じた情報保障の提供(司会への手話通訳や要約筆記、当日配布物の点訳・音訳版の制作等)や移動円滑化・支援等(「以下、情報保障等」という。)、来場者に対する合理的配慮に留意すること。

##### (2) 地域会場での「さがすたいる映画館」の企画・運営に関する業務

##### ア 映画館全体の企画・管理・運営業務

進行管理、受付・案内・人員整理・誘導・司会・ボランティア等の手配、進行シナリオ・

スタッフ運用マニュアルの作成、映画上映に関する調整・準備・上映料の支払い、参加申込受付、その他の運営に必要な諸物品の作成及び調達等

#### イ 上映作品の選定

様々な方の来場を想定し、上映作品を選定すること。また、「音声ガイド(画面にとっている場所の情景や人物の動き、表情などの視覚情報の音声解説)」や「バリアフリー字幕(音楽や効果音、話者表記などの音声情報の文字解説)」等を実施し、視覚や聴覚に障害のある方も一緒に楽しめる工夫を行うこと。なお、選定にあたっては、県及び有識者と協議の上、決定すること。

#### ウ 広報

(ア)開催にあたっては、より多くの県民に交流イベントの存在を知ってもらうとともに、積極的な参加を促すため、告知用のフライヤー(点訳・音訳版の案内を含む)を制作すること。

(イ)Web サイトや SNS などの活用、当事者団体への周知等を行い、情報発信・広報を行うこと。

(ウ)その他効果的な広報の実施について、予算の範囲内で提案すること。

#### エ 開催会場の手配、事前準備

(ア)会場の設営・撤去・原状回復(サイン等含む)・ごみ処理

(イ)上映作品の鑑賞のしやすさ等に配慮して、上映スペース等を検討し、来場者、会場内の安全管理が適切にできる会場を確保すること。

(ウ)会場内に車いす席、座敷席、医療的ケアスペース、救護・授乳スペース、託児スペースを確保するとともに、障がいのある人の特性に応じた情報保障の提供(司会への手話通訳や要約筆記、当日配布物の点訳・音訳版の制作等)や移動円滑化・支援等(「以下、情報保障等」という。)、来場者に対する合理的配慮に留意すること。

## 5 成果物

業務完了後、以下の成果物を県に提出する。

### (1) 業務完了報告書

業務内容の完了が確認できる内容とし、業務完了報告書の作成にあたっては業務内容及び実施内容が確認できる写真等を掲載出すること。

### (2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料

### (3) その他、県が業務完了の確認に必要なものとして指示する資料等

## 6 その他

(1)業務の遂行に当たり、第三者(本県及び受託業者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

(2)受託業者が本業務により制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文書等の著作権(著作権法第21条から28条に定めるすべての権利を含む)は、県に帰属するものとする。

また、佐賀県は、これらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。

- (3) 受託者は、佐賀県に対し、著作権者人格権を行使しないものとする。
- (4) 著作権・肖像権等の処理は受託者が適切に行い、情報発信の妨げとならないよう承諾を得ること
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議のうえ、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (6) 受託者はイベント保険に加入し、加入後は保険書類の写しを県に提出すること。
- (7) 受託者による会場の汚損及び損傷傷または第三者への損害は、受託者が弁償または賠償する。
- (8) 委託契約においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し、細心の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
  - ア 業務上知りえた個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。
  - イ 受託業務目的以外の利用禁止
  - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
  - エ 業務従事者による個人情報保護の制約
  - オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化
- (9) 業務の遂行に当たっては、県と協議の上実施することとし、本仕様書に定めていない事項については、県と十分協議し、県の了承を得て実施することとする。